

2005

第6号

平成17年8月1日発行

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会報

ケアマネちゃんぽん

発行責任者：長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会事務局 協議会事務局住所：〒852-8065 長崎市横尾三丁目26-1
TEL095-856-6001・095-814-6688 FAX095-856-6002 E-mail:kanimu-n@heisel-kai.or.jp

平成17年度長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会総会報告

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会 中央ブロック長

元船光タクシー(株) 指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員 狩生 賢一

5月18日(水)、J A 東長崎農協興善町ビル5階大会議室に、99事業所(会員数121事業所)が出席して平成17年度総会が開催されました。大関会長挨拶では介護保険改革で私達に関係ある、①予防給付の新設、②施設給付の見直し、③新しいサービス体系の創設、④サービスの質の確保・向上、の4項目を挙げられ、今後の動きとして、1) ケアマネの研修の義務化、2) ケアマネの二重指定制、3) 地域包括支援センターの中に主任ケアマネを配置、4) 要介護認定における新予防給付の創設、5) 介護予防プランの居宅介護支援事業所への委託等についてお話をされました。続いて、長崎市介護保険課の高橋課長は、介護保険法の改正について、6月から要介護認定のモデル事業の実施、地域包括支援センターの検討、地域密着型サービスの創設、申請代行の改正、認定調査の市町村実施、ケアマネ資格の5年ごとの更新、等についてお話をされました。引き続き、すこやか支援課の吉峯係長から、虐待に関するアンケート調査協力のお礼、災害弱者の高齢者の実態調査に関する協力の依頼がありました。

議事においては役員に関する事項で、南部副ブロック長として大町由里氏(さんわケアプランセンター)と中央副ブロック長として小林敏子氏(長崎県看護協会ケアプランセンター)を新たに任命して、各ブロック2名ずつの副ブロック長体制になる事と研修委員も各ブロック2名体制になる事が可決され、介護保険制度改革に備えて体制の強化が図られました。



研修報告 『個人情報保護に関する法律について』

～梅本國和法律事務所 梅本 國和 先生～

指定居宅介護支援事業者 光風台病院
介護支援専門員 吉川 光義

総会終了後、弁護士の梅本先生を講師に、4月から施行された個人情報保護法に関する講演が行われました。法律ができた背景や目的、基本理念また個人情報とはどういうものを指すのか、事業者課せられる義務等について詳しく解説していただきました。

介護支援専門員の業務に関連した部分では、①利用目的を利用者やご家族に明示すること、②利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと、③不正な手段で個人情報を取得してはならないこと、④第三者に提供する場合の本人の同意、等々についての説明がなされ、基本的には厚生労働省が示しているガイドラインに沿っていれば問題がないことなど今後仕事をしていく上で大いに役立つ内容でした。

最後は、事前に提出された質問について具体的なアドバイスをいただきましたが、参加者の皆さんに共通した身近な内容で、たいへん興味深く有意義な研修会となりました。

も

<

じ

・特集1 変わる介護保険Q & A……P 2, 3

・特集2 市町村合併、新会員の心意気！
ケアプラン作成支援について…P 4, 5

・ケアマネかわら版……P 4, 5

・研修会等のご案内……P 6

・その他……P 7

特集① 変わる介護保険 Q & A

※ここに記載されている内容は、今後変化する場合もあります。十分な情報ではありませんが、編集委員会では、会員相互の情報交換のきっかけになればと考え掲載しました。柔軟な対応で改正を乗り切りましょう。（広報誌編集委員会）

※要介護認定申請
居宅介護支援事業者も代行申請はできます。但し、初回認定申請には制限があります。

Q 地域包括支援センターって？

A 地域において、公正・中立な立場で①総合相談・支援、②介護予防マネジメント、③包括的、継続的マネジメントを担う機関です。介護予防マネジメントは配置される保健師（等）が実施しますが、一部は地域の居宅介護支援事業者への委託も可となっています。但し、この場合は地域包括支援センターの保健師（等）がプランの内容確定や事後の評価などに関与します。

- ・主治医等医療機関からの情報
- ・市町村保健師の訪問活動
- ・介護予防健診

Q 介護予防サービスってどうなるの？

A 基本的にはマネジメントとサービスが分離して実施されます。現行の居宅サービスを基本に、介護予防の効果も高める観点から、明確な目標、期間の設定と、短期集中的にサービスを行うという新しい介護予防サービスが創設されます。また、認知症を対象とした地域密着型介護予防サービスなども創設されます。

Q 通所やショート、介護3施設の食費、居住費が自己負担って本当なの？

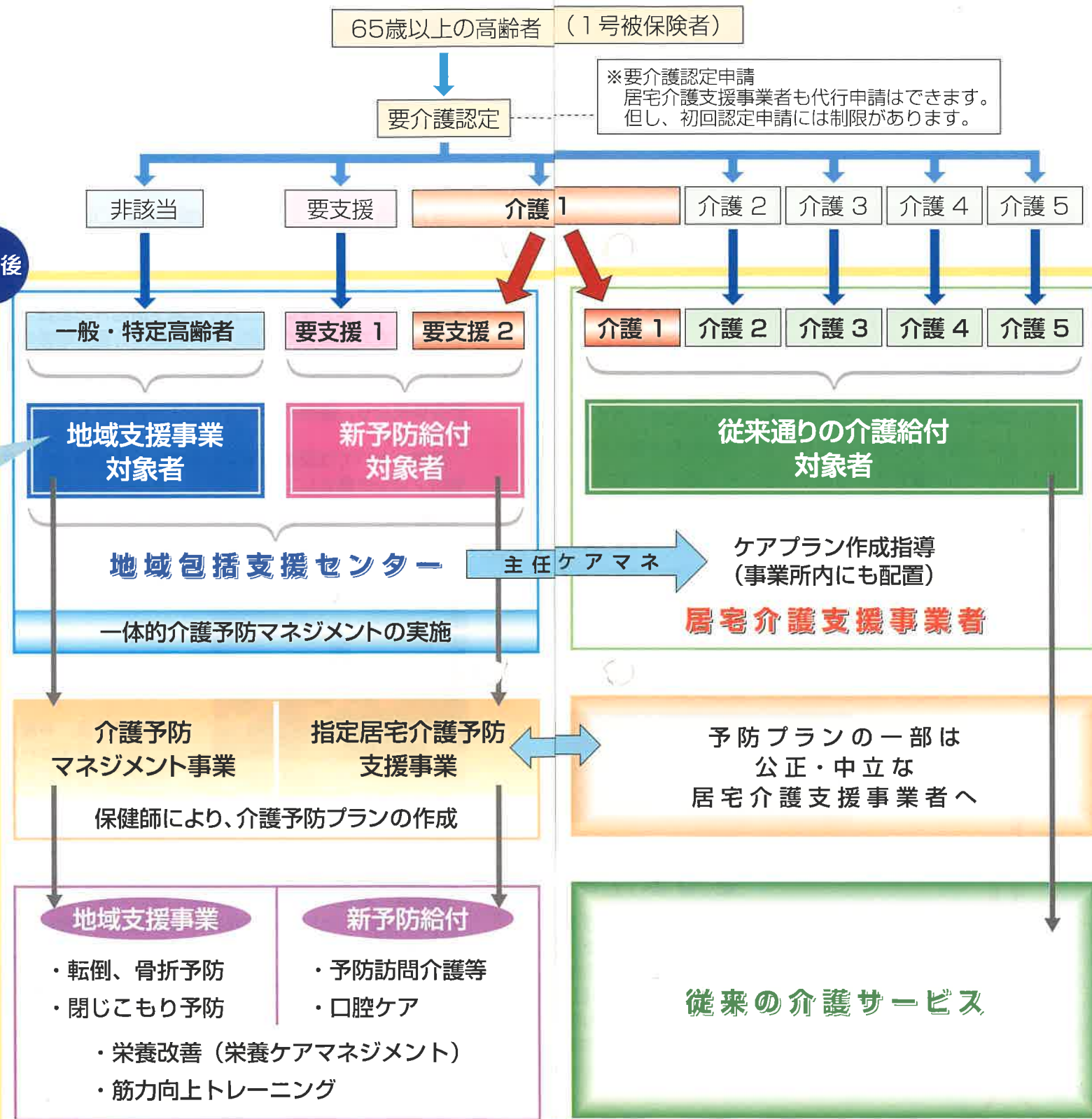
A 本当です。在宅と施設の公平性を図るため、施設給付が見直されます。利用者の負担額は所得によって異なります。但し、低所得者に対する配慮として、施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から、新たな補足給付が創設されます。



Q ケアマネはどうなるの？

- A
- ①定期的（5年毎）に、専門知識・技術向上を図るための研修が義務付けられます。
 - ②所属する事業所ごとの届出（二重指定制の導入）が義務付けられます。
 - ③あらたに主任ケアマネが創設されます。
 - ④担当事例数や、報酬単価の見直しがなされます。

改正後



特集② 市町村合併、新会員の心意気！

特別養護老人ホーム 椿ヶ丘荘 居宅支援部 部長 石司有理子

平成17年1月4日長崎市合併に伴い、仲間入りさせていただきました！平成17年1月4日 旧外海町より長崎市へ編入合併となり、居宅介護支援事業者連絡協議会についても西彼杵広域連合を退会し、長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会へ入会いたしました。

現在、外海地区では下記の4事業所が居宅介護支援事業者として活動しております。

* 医療法人 外海弘仁会 居宅介護支援事業者 * 長崎市社会福祉協議会 外海支所
* 居宅介護支援事業者 日浦会 * 特別養護老人ホーム 椿ヶ丘荘

今までも続けてきたことではありますが、利用者の立場にたち、家族・地域の方々との連携、そして様々なサービス事業所との連携を密に、利用者の方々としっかりと支援して参る所存です。

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会員としても、会での勉強会などに積極的に参加し、知識・技術の向上に努め“ケアマネちゃんぽん”にいい味が出せるようがんばります。よろしくお願いいたします。

最後に、外海の夕日は絶景です。ぜひ、お越しください！！

さんわケアプランセンター 大町 由里

「西彼三和町の居宅ですが、長崎市居宅介護支援事業所連絡協議会へ参加したいのですが。」という電話を思い切って入れたあの日。「申し訳ありません。長崎市内の居宅のみとなっております。」との返事・・・寂しすぎるじゃあないか！とつぶやきながら日々すごしてまいりましたが、晴れて仲間入りさせて頂くことになりました。噂では、「事例検討会や勉強会が頻繁にあって、行政からの説明もあるらしいよ！」長崎市のケアプランも作っているのに（それも全プランの半分は占めている）情報が流れてこない・・・もしかして私たちは遅れているのかしら・・・等と不安に思いながら、情報に関してはかなりピリピリと収集開始！なのに市役所がこれまた遠い！距離よりも人が？町役場では井戸端会議のように話し合っていたのに、市役所に行くと緊張する始末。パンフレットを取るにも怪しい人と思われなかしら・・・などこそそと・・・（これは言い過ぎました。）

そんな私たちですが、合併前は町内での会議があり、近隣の事業所や居宅が集まり勉強会や検討会が行われていました。馴染みの仲間なため、情報交換もサービス担当者会議なみです。地域の中で聞こえてくる声は「うちの担当の人は〇〇の〇〇さんばい。優しいもんねー。あんたのとは〇〇さんね？知っとる知っとる！」等と飛び交います。暖かい地域の人たちの中で、仲間である事業者と共に輪になり、支えられ励まされ今があるのだと思います。お互いを知り合うことの大切さ、出会えたことの喜びを感じることに、向上心を持ち日々勉強していくこと、ケアプランを通して学ばせていただいていることの大きさを、この小さな町で感じる事が出来たと思います。

ケアマネジャーである私たちは、個人の人生の中の尊い時間を共にすることとなります。だから、「ケアマネは大変！」当たり前です。こんな私たちですが、合併と共にいざ参入！（＾＾）末永く、よろしくお願いいたします！

ケアプラン作成支援事業について

長崎市福祉部介護保険課 課長 高橋 清文

長崎市では、昨年度からケアプラン作成支援事業を実施していますが、要支援や要介護1の方のサービス利用が、自立支援に必ずしも繋がっていないケースが散見されました。また、来年度の制度改正により新予防給付や地域支援事業が新たに創設されることから、介護支援専門員に対し予防給付に重点を置いた支援が必要だと考えています。これらのことから、「利用者に適切なサービスを利用していただく」「新予防給付への移行をスムーズにする」「介護支援専門員の質の向上を図る」「不適切な給付費の抑制を図る」ために、今年度は、要支援から要介護1の前期高齢者のケアプランを対象として本事業を実施することとしています。

ケアプラン作成支援の具体的方法は、次のとおりです。

- (1) 長崎市から居宅介護支援事業所へケアプラン提出を依頼し、ケアプランを提出していただきます。
- (2) 介護支援専門員の資格を有するケアプラン作成支援担当者が、ケアプラン評価票に沿って提出していただいたケアプランを検証します。
- (3) ケアプランの作成及び新予防給付、地域支援事業を含めたサービス利用についての助言と指導を記載した、ケアプランの評価結果を事業所管理者へ送付します。
- (4) 必要に応じて、ケアプラン作成支援会を開き、ケアプランの評価結果を基に、口頭で助言・指導を行い、また、介護支援専門員からの相談があればお受けします。

なお、このケアプラン作成支援は、介護保険課、基幹型支援センター、居宅介護支援事業者連絡協議会に所属する介護支援専門員10名で行います。

本事業の目的を達成するために、皆様のご協力をお願いします。

ケアマネのつぶやき

ケアマネジャーになり早5年。今年の夏も暑いのだろうか？毎月の利用者の自宅訪問は、夏が特にこたえる。いつも会う郵便配達のお兄さんが、「大丈夫ですか。飲み物とか持っていますか。」と心配してくれる。日差しが強くなりだす3月より、日傘は手放せない。お肌は大切！利用者になんてでも若く見られたい。今日も、高齢者の方々の心と身体が癒されるよう、少しでも力になればと願いつつ、5月の新緑の中、汗をふきふき、Aさん宅、Bさん宅と訪問している。私も、以前よりは、心も揺れ動かず、忍耐力がつき足も太く丈夫になったような気がする。今年の夏も、蝉しぐれの中、がんばろう！

(匿名希望)

ケアマネかわら版

とりあえず聞いてみよう

ケアマネジャーになってやっと2ヶ月が過ぎようとしています。今まで看護の世界しか知らない私にとっては、新しい言葉や、システムばかりで、毎日勉強の日々です。利用者の方にできるだけ一番よい方法を・・・と思い、どんなサービスがあるのか、考えてみても、たくさんの資料の中、どれがベストが選べずにいる時、先輩や事業者さんに「〇〇な人はどんなのが・・・」と訊ねてみると「なるほど～」と思うようないろいろなアイデアを教えてください。

ケアマネジャーは、どうしても一人で一人の方と向き合っているようなイメージがあるのですが、先輩の助言やいろいろな職種の方の協力のもと、よりよいサービスが提供できるのだと実感しました。

(ペンネーム 新人ケアマネ)

ケアマネってなんだろう？

ケアマネの地位向上とか、何やかやと言われて久しいけど実態は…。介護のセールスマン、お金を計算する人、印鑑の人、月に1回見かける人etc。利用者さんが入院しても、2～3日経ってデイサービスの人やヘルパーさんから伝え聞くだけと言う状況が多い私の場合…。私自身の不徳の致すところですが…。とってもむなしいものを感じる今日この頃です。これではいけないと心に誓ってもその他の雑用に追われ、兼任の仕事に追われ（どちらが兼務かわかりませんが？）日々を過ごしています。

もう一度、初心に返って頑張ります。精進あるのみ！

(匿名希望)

研修会等のご案内

平成17年度 介護支援専門員研修の開催状況と今後の予定

現任研修 基礎Ⅰ

- 【長 崎】受講定員 200名
前期：平成17年12月3～5日
(長崎県総合福祉センター)
後期：平成18年1月11～12日
(長崎県総合福祉センター)
- 【佐世保】受講定員 140名
前期：平成17年12月9～11日
(ホテル万松楼)
後期：平成18年1月17～18日
(九十九島観光ホテル)

現任研修 基礎Ⅱ

- 【長 崎】受講定員 240名
平成17年7月20～22日
(長崎厚生年金会館)
- 【佐世保】受講定員 140名
平成17年8月2～4日
(九十九島観光ホテル)

現任研修 専門課程

- 【長 崎】受講定員 240名
平成17年8月31～9月2日
(長崎プリンスホテル)
- 【佐世保】受講定員 140名
平成17年9月23～25日
(ホテル万松楼)

《お問い合わせ先》

長崎県社会福祉協議会 福祉人材研修センター
(担当：松本・岩本)

TEL(095)846-8657 FAX(095)846-8798

研修委員のお知らせ

今年度の総会にて、当会の新たな研修委員が承認されました。
総会で承認された各研修委員の方々は以下の通りです。

中央ブロック

- ・諫見 美枝子 (春秋会)
- ・西 敏子 (十善会新中川)

南部ブロック

- ・松島 都 (喜楽苑)
- ・志岐 美津子 (恵珠苑)

北部ブロック

- ・中尾 勉 (なるみ)
- ・草野 和彦 (みどり病院)

平成17年度 ブロック研修会の開催状況と今後の予定

中央ブロック

- 日 時：平成17年6月17日(金) 13:30～16:30
会 場：アマランス研修室①、②
研修内容
- ①「新予防給付」について
 - ・長崎市介護保険課 山口給付係長より
 - ②被爆体験者医療受給者証を持っている方の「利用者負担金の取り扱いの変更について」
 - ・原爆被爆対策部拡大地域支援室 担当者より
 - ③ケアマネに必要な書類様式
 - ～減算にならない為に(パート2)～
 - ・長崎県看護協会ケアプランセンター 小林 敏子

- 日 時：平成17年9月13日(火) 13:30～16:30
会 場：アマランス研修室①、②

- 研修内容
- ①身寄りのない独居で終末期のケース報告
 - ～後見人制度を考えたケースについて～
 - ・サンハイツ銭座 矢口 あけみ
 - ・総括アドバイザー 司法書士を予定

- 日 時：平成18年2月15日(水) 13:30～16:30
会 場：アマランス研修室①、②

- 研修内容
- ①ICFに基づくアセスメントの実際
 - ・十善会ケアマネジメントセンター新中川 道辻 美佐子
- ※前回受講された方も、今回からの参加者もふるってご参加ください。

南部ブロック

- 日 時：平成17年7月15日(金) 14:30～17:00
会 場：アマランス
研修内容
- ①各事業所より、ケアマネジメントに関する書式の検討会
 - ②16年度ケアプラン作成支援及び福祉用具適正化事業の報告
 - ・介護保険課 担当者
- 研修会終了後、交流会開催

※平成17年9月 各サービス事業所紹介
平成17年11月、平成18年1月、3月
日時及び会場未定(新介護予防給付関連)
介護予防プラン作成実習

北部ブロック

<第1回研修会および懇親会>

- 日 時：7月13日(水) 14:30～17:00
場 所：北公民館 視聴覚室
研修内容

- ①H16年度適正化事業報告およびH17年度事業説明
 - ・長崎市介護保険課より
 - ②北部基幹型支援センターより
 - ③県指導監査の最近の傾向について
 - ④H17年度ブロック活動について
- 終了後、18:00より懇親会(場所未定)

※8月・10月・12月に研修会(事例検討等)開催予定

トピックス TOPICS

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会年会費の請求および 長崎県介護支援専門員連絡協議会年会費の請求について

長崎県介護支援専門員連絡協議会の年会費につきましては、地区の協議会でとりまとめをするように決定しております。従いまして、長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会に加入している事業所に配置されております介護支援専門員の年会費は、本協議会事務局でとりまとめます。1事業所に5名の介護支援専門員がいて、長崎県介護支援専門員連絡協議会に3名が加入する場合は、本協議会の口座に本協議会年会費10,000円と、県協議会年会費3,000円×3名分の合計19,000円を下記の口座に振り込んでいただくこととなります。事業所によっては、個人負担となったり、事業所負担となるところがあるかと思いますが、後日振込み確認作業が困難となる事が予想されますので、まとめて事業所からお振込みください。振込み後は、振込み者氏名を事務局までFAXにてご連絡下さい。また振込みの際には、事業所名を簡潔にご記入いただきますようお願い致します。

〔例〕「居宅介護支援事業所プライエム横尾」の場合は【プライエム横尾】

ご不明な点等ございましたら、事務局（プライエム横尾）神村までご連絡ください。

振込み先：親和銀行滑石支店 普通預金 口座番号 1 2 9 3 6 4 0

口座名義：長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会 会長 大関政昭

TEL 8 5 6 - 6 0 0 1 ・ 8 1 4 - 6 6 8 8 FAX 8 5 6 - 6 0 0 2

編集 後記

坂や階段だらけ…長崎はどこへ行ってもそんな気がするくらい多い。訪問で必然的に歩く機会が増えた。見慣れた風景は人それぞれにあり、

その道を歩きながら住み慣れた地域で暮らし続けることの厳しさも感じる。先日の訪問時、利用者さまと外の風景を眺めた時のこと。正面に家並みを斜めに上がる斜面エレベーター、続いて垂直エレベーター、右奥にグラバー園、もっと右に視線を向けると造船所、海が見える。夜になると明かりが瞬き、もっときれいで自慢の眺めです、そう言う笑顔がすてきでした。利用者さまの元気な姿、笑顔が励みとなっています。介護保険制度が施行され5年、来年は改正を迎えその骨格が少しずつ見えてきています。介護が必要になっても、住むところが変わっても安心してその人らしく暮らすことができるような制度であって欲しいと思うこの頃です。

（文責：大浦診療所 築城文子）

	ブロック長	副ブロック長
南部	榎本 哲子 (青葉苑)	吉野 紀子 (上戸町病院ケアプランセンター)
		大町 由里 (さんわケアプランセンター)
中央	狩生 賢一 (元船光タクシー機)	林 尚雄 (古賀の里)
		小林 敏子 (長崎県看護協会ケアプランセンター)
北部	大関 政昭 (プライエム横尾)	高橋 律子 (ダイヤモンドスタッフ機)
		橋本 美保 (ケアプランセンターひまわり)

編集委員会

委員長：川副 巧成（リエゾン長崎）
委員：濱崎 克裕（にしきの里）
林 尚雄（古賀の里）
矢口あけみ（サンハイツ銭座）
吉川 光義（光風台病院）
築城 文子（大浦診療所）

「福祉用具・・・ 自立支援の原点です」



福祉用具レンタル
販売・住宅改修

(株)バイタル

長崎市滑石1丁目23-4
Tel (095) 855-0300

「ゆとりと笑顔のある暮らし」お届けします。

福祉用具のレンタル・販売 福祉リフォーム



松下電工

エイジフリー介護チェーン

■長崎 〒850-0035 長崎市元船町11-17
TEL 0120-854-864 FAX 095-823-6677

■長崎県央 〒854-0051 諫早市鷺崎町308-7
TEL 0120-111-975 FAX 0957-23-3033

長崎県知事指定 在宅介護サービス事業者の長崎ダイヤモンドスタッフ(株)が
昼でも夜でも年中無休で介護のお手伝いいたします

福祉用具・介護用品の
貸与と販売



在宅介護サービスセンター(本部) 長崎市瀬町2-25 ☎864-0708

福祉用具・介護用品センター 長崎市瀬町2-18 ☎864-1313

福祉用具・介護用品センター 長崎市深堀町1-145-4 ☎832-3000

[三菱重工関連会社]

ds 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社
在宅介護サービスセンター ☎864-0708

福祉用品・介護用品・レンタル&販売
住宅改修



株式会社

長崎県酒販

介護事業課

長崎市出島町15-7

TEL 095-823-1171
FAX 095-826-5222

長崎県知事指定福祉用具貸与指定事業
介護保険事業所番号 4270103122

介護・福祉機器総合商社



有限
会社

リバベル

長崎市清水町3番22号
TEL (095) 814-0707
FAX (095) 814-0860

福祉用具レンタル・販売・住宅改修

看護のお手伝いをする衛生材料の製造・販売

長崎県知事指定福祉用具貸与指定事業 (4270104161)



株式
会社

マスコット

〒850-0034 長崎市樺島町9番28号

TEL 095-823-1166
無料FAX 0120-256-504